

○国立大学法人横浜国立大学における省エネルギー推進に関する規則

(平成 17 年 1 月 13 日規則第 436 号)

改正 平成 17 年 9 月 29 日規則第 15 号 平成 18 年 3 月 31 日規則第 68 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 74 号 平成 19 年 6 月 28 日規則第 98 号
平成 19 年 7 月 12 日規則第 104 号 平成 22 年 3 月 26 日規則第 47 号
平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号 平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)における省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「省エネルギー」とは、本学において消費される電力、化石燃料、ガス燃料、給水(上水、中水)等すべてのエネルギーの使用の合理化を適正かつ有効に実施することをいう。

2 この規則において「管理標準」とは、省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、省エネ法に適合したエネルギー管理を文書化したものをいう。

3 この規則において「部局」とは、教育人間科学部(教育学研究科、附属学校、野外教育実習施設及び平塚教場を含む。)、都市イノベーション研究院(都市イノベーション学府を含む。)、経済学部、経営学部、理工学部、国際社会科学部(成長戦略研究センターを含む。)、都市イノベーション研究院(都市イノベーション学府を含む。)、工学研究院(工学府及び学際プロジェクト研究センターを含む。)、都市イノベーション研究院(都市イノベーション学府を含む。)、環境情報研究院(環境情報学府及び附属臨海環境センターを含む。)、都市イノベーション研究院(都市イノベーション学府を含む。)、附属図書館、保健管理センター、共同研究推進センター、留学生センター、情報基盤センター、機器分析評価センター、大学教育総合センター、安心・安全の科学研究教育センター、未来情報通信医療社会基盤センター、地域実践教育研究センター、統合的海洋教育・研究センター及び事務局をいう。

4 この規則において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

第 3 条 削除

(学長及び部局長の責務)

第 4 条 学長は、本学における省エネルギーに関する業務を統括する。

2 部局長は、省エネ法及びこの規則の定めるところに従い、部局における省エネルギーについて推進する。

(教職員及び学生の責務)

第 5 条 教職員及び学生は、省エネルギーのための推進の措置に従わなければならない。

(福利厚生サービス等を提供する団体への通知)

第6条 学長は、本学よりエネルギーを供給され、それをもって福利厚生サービス等を提供する団体に対し、第7条第2項で設置される省エネルギーに関する委員会への参画及び本規則に基づいて講ずる省エネルギーのための措置に従わなければならない旨の通知を行う。

(部会及び委員会)

第7条 全学的な省エネルギー推進に必要な事項の審議は、施設部会において行う。

2 別表に掲げるブロックごとに、省エネルギーの推進並びに第13条に規定する管理標準の策定及び円滑な実施に必要な事項の審議等を行うため、省エネルギーに関する委員会(以下「ブロック省エネ委員会」という。)を置かなければならない。

(エネルギー管理統括者等の選任)

第8条 本学の省エネルギーを効果的に実施するために、省エネ法に規定するエネルギー管理統括者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 前項のエネルギー管理統括者を補佐するために、省エネ法に規定するエネルギー管理企画推進者を置き、学長が指名する者をもって充てる。

3 別表に掲げる常盤台地区に、省エネ法に規定するエネルギー管理員を置き、学長が指名する者をもって充てる。

(エネルギー管理統括者等の責務)

第9条 エネルギー管理統括者は、省エネ法及びこの規則の定めるところに従い、次の業務を行う。

(1) エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

(2) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

(3) エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

(4) 省エネルギー定期報告書及びその他の報告書類の作成

2 エネルギー管理員は、省エネ法及びこの規則の定めるところに従い、次の業務を行う。

(1) 省エネ法に基づく中長期計画書(案)の作成

(2) 省エネ法に基づく定期報告書(案)の作成

(3) 管理標準の制定・改廃に関する企画立案及び指導・助言

(4) 設備の設置・廃止・維持・使用状況及びエネルギー使用量の記録に関する指導・助言

(教育訓練)

第10条 教職員及び学生への教育訓練は、エネルギー管理員の協力を得て、ブロックごとにブロック省エネ委員会が、管理標準に基づき実施し、施設部会に報告するものとする。

(定期報告等)

第11条 ブロック省エネ委員会は、当該ブロックの月別、年間のエネルギー使用量の実績と目標との対比並びに問題点の抽出及び対策に関する資料を作成し、施設部会に四半期ごとに報告するものとする。

(中長期計画書等の提出)

第12条 学長は、省エネ法に基づく中長期計画書を作成し、経済産業大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

2 学長は、省エネ法に基づく定期報告書を作成し、経済産業大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(管理標準の策定)

第13条 ブロック省エネ委員会は、当該ブロックにおける管理標準を策定し、教職員及び学生に周知するとともに、施設部会を経由して学長に提出しなければならない。

2 管理標準には、次の事項を盛り込み策定するものとする。

(1) エネルギー管理方針の策定。ただし、次のことに考慮するものとする。

イ 部局の業務の方針・特性及び規模に対して適切であること。

ロ 継続的改善及び職場環境の維持改善に関して配慮がなされていること。

(2) 3か年計画の中期目標の設定。中期目標設定に当たっては、日常管理による省エネルギー活動及び投資を伴う省エネルギー計画の予想効果を盛り込むものとする。

(3) 年度目標の設定。年度目標は、用途別・エネルギー種別ごとに設定するものとする。

(4) エネルギー管理組織・体制の整備

(5) 教育訓練の計画及び実施方法

(6) エネルギー使用量の把握体制

(7) その他、省エネルギーに関すること。

(管理標準の見直し)

第14条 管理標準が、実状に則して適切、かつ妥当であるように毎年度末に見直しを行い、必要であれば改定し、継続的に維持改善を図るものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、省エネルギー推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月13日から施行する。

附 則(平成17年9月29日規則第15号)

この規則は、平成17年9月29日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第68号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 74 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 28 日規則第 98 号)

この規則は、平成 19 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 12 日規則第 104 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日規則第 47 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号)

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条第 2 項及び第 8 条第 3 項関係)

地区名	ブロック名	ブロックに属する部局名等
常盤台地区	教育系ブロック	教育人間科学部 教育学研究科
	経済学部系ブロック	経済学部
	経営学部系ブロック	経営学部
	理工学部系ブロック	理工学部
	国社系ブロック	国際社会科学研究科 成長戦略研究センター
	工学系ブロック	工学府 工学研究院 学際プロジェクト研究センター
	環境情報系ブロック	環境情報学府 環境情報研究院
	都市イノベーション系ブロック	都市イノベーション学府 都市イノベーション研究院
	事務局等ブロック	事務局 附属図書館

		保健管理センター 共同研究推進センター 留学生センター 情報基盤センター 機器分析評価センター 大学教育総合センター 安心・安全の科学研究教育センター 未来情報通信医療社会基盤センター 地域実践教育研究センター 統合的海洋教育・研究センター 福利厚生サービス等を提供する団体
鎌倉地区	附属鎌倉小学校ブロック	附属鎌倉小学校
	附属鎌倉中学校ブロック	附属鎌倉中学校
立野地区	附属横浜小学校ブロック	附属横浜小学校
大岡地区	附属横浜中学校ブロック	附属横浜中学校
	附属特別支援学校ブロック	附属特別支援学校
真鶴地区	附属臨海環境センターブロック	附属臨海環境センター
平塚地区	平塚教場ブロック	平塚教場
清里地区	野外教育実習施設ブロック	野外教育実習施設